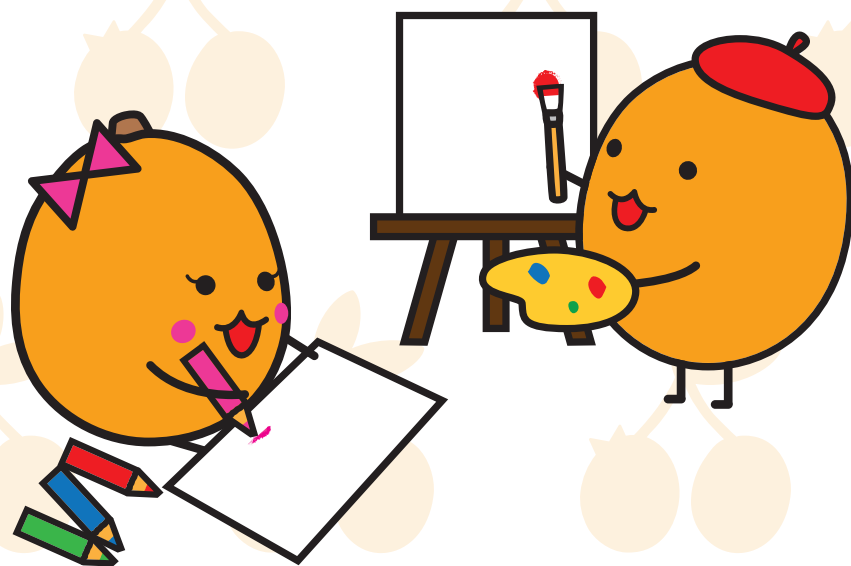


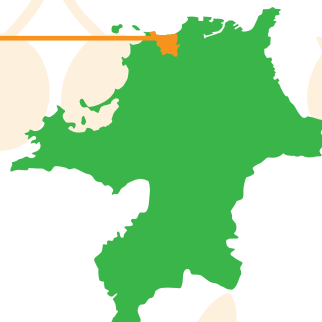
岡垣町イメージキャラクター びわりん&びわすけ

デザインマニュアル

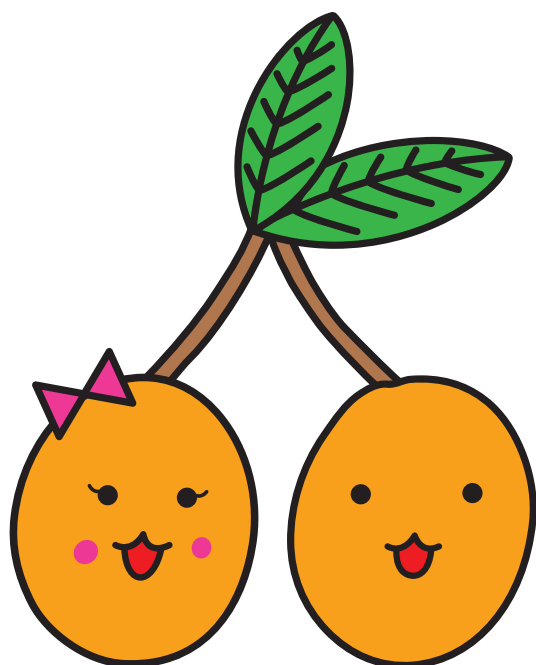


目次

はじめに
申請手続き
イラストの使い方
Q & A



こんにちは、びわりん&びわすけです。



岡垣町イメージキャラクター
♡ びわりん&びわすけ ★

岡垣町町制施行 50 周年を記念し、全国公募を経て 2012 年に誕生しました。福岡県下で 1 番の生産量を誇るくだもののビワがモチーフです。

町内外のさまざまなイベントに参加して、岡垣町の魅力を全国に P R しています。

♡ びわりん

●性別 女の子

●チャームポイント

ピンク色のリボンとほっぺ

★ びわすけ

●性別 男の子

●チャームポイント

ほのぼのとした表情

♡ ふたり ★

●関係 ふたりはとても仲良しで、いつも一緒にいます。

●特技 愛嬌たっぷりの笑顔でみんなを笑顔にすること。

いろいろな姿になって岡垣町を P R すること。

はじめに

このマニュアルは、びわりん&びわすけのイメージを統一するため、イラストなどの基本的な使用方法を定めたものです。びわりん&びわすけが多くの皆さんに親しまれ、愛されるキャラクターになるよう、正しい方法で使用してください。

決まりごと

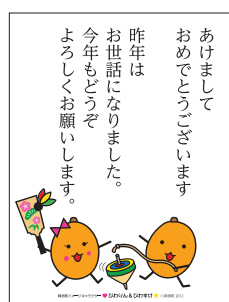
- びわりん&びわすけに関する一切の権利は、岡垣町（以下「町」という。）に属します。
- イラストは営利・非営利に関わらず、町の許可を受けることで使用できます。ただし、次のようなときは、申請する必要はありません。

-  町や町教育委員会が使用するとき
-  町内の学校などが教育目的で使用するとき
-  報道機関が報道や広報の目的で使用するとき
-  個人や家庭内、会議の資料など、限られた範囲内で使用するとき



**申請の
必要あり** 

広く配布する
ポスターやチラシなど



**申請の
必要なし** 

個人で楽しむ
年賀状など

- イラストの使用料は、営利・非営利を問わず無料です。
- 次のようなときは、イラストを使用できません。
 -  町やキャラクターの品位を傷つけるおそれのあるとき
 -  正しい使用方法で使わないとき
 -  法令や公序良俗に反しているときや、そのおそれのあるとき
 -  町が特定の個人や政党、宗教団体などを支援・公認しているような誤解を与えたり、そのおそれのあるとき
- 立体的なグッズなどの作成にも使用できます。
- 歌やまんが、アニメーションなど、さまざまな設定や性格付けが生じるものは、個人で楽しむ場合を除き、使用を認めていません。
- 原則として写真の使用は禁止です。イラストを使用してください。

申請手続き

使用許可申請から許可までの流れは次のとおりです。



審査では、イラストの変更やデザインの修正をしていただくことがあります。必ず修正可能な段階で、また修正する期間の余裕を持って申請してください。

商品などのときは完成品を提出してください。ホームページや広告のときは、印刷したものなどを提出してください。

提出書類

- 岡垣町イメージキャラクター使用許可申請書（様式第1号）
- 使用内容が分かる企画書や印刷原稿など
（キャラクターの使用形態、配色、規格、レイアウトなど）

提出先

岡垣町おかがき PR 課広報広聴係

〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号

TEL 093-282-1211

Email koho1@town.okagaki.lg.jp

※メールで提出するときは、申請書の押印（朱色）もカラーで確認できること

申請書やイラストのダウンロード

- 申請書は、町公式ホームページまたはおかがき PR 課にあります。
- イラストは、町公式ホームページから JPEG データをダウンロードできます。AI（イラストレーター）データが必要なときは、許可後にメールでお渡しします。



使用許可申請書の記入例



添付書類

使用内容や目的などが詳しく分かる書類を添付してください。

- 作成するパンフレットやチラシなどの原稿

- イベントなどの企画書

※別途団体の構成や活動内容などが分かる資料を提出していただくことがあります。

立体的なグッズを作成するときは

販売・非売を問わず、グッズの現物（見本）か、その写真やイラスト、または仕様書など、どんな品物になるのか具体的に分かるものを提出してください。POPやタグ、台紙などにも使用するときは、それらのデザインも申請時にまとめて提出してください。

- 修正可能な段階でサンプルの確認が必要です。

- グッズを販売するときは、許可後、年に1回「販売状況報告書」の提出が必要ですので、ご協力をお願いします。（記入例は6ページ）

※町が作成したグッズです

タグ

台紙



申請内容に変更があるときは

使用許可を受けた後に内容を変更するときは、岡垣町イメージキャラクター使用変更許可申請書（様式第4号）を提出してください。また、次のものを添付してください。

- 変更内容が分かるもの
- 当初の使用許可書の写し

【記載例】

○作成部数 変更後 500 部

変更前 300 部

○パンフレットのデザインを変更

※変更内容は別添のとおり



グッズを販売したときは

毎年度末に岡垣町イメージキャラクター使用商品等販売状況報告書（様式第3号）を提出してください。

- 対象期間 年度（4月～3月）の売上げ
- 提出期限 翌年度の4月30日

※販売終了まで毎年度提出をお願いします。

イラストの使い方

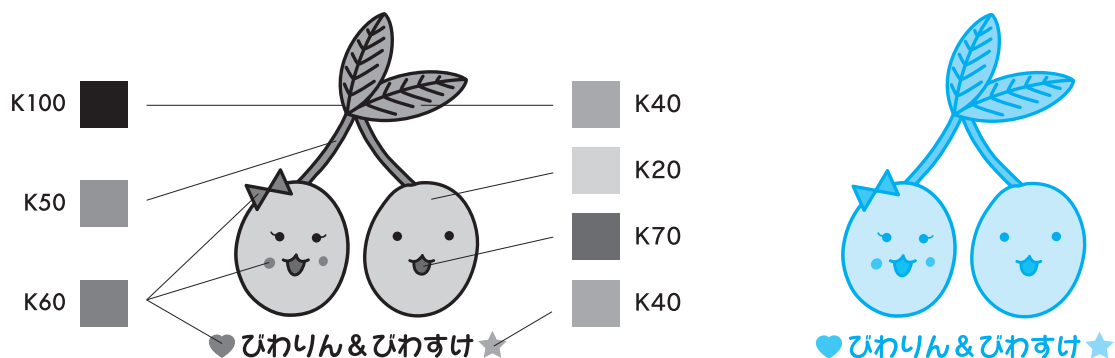


カラー設定（指定色）



カラー設定（単色・モノクロ）

印刷の制限により指定色が使用できないときは、単色（モノクロ）での使用となります。
K（スミ）以外のカラー1色で指定するときも、グレースケールの指定%になります。
※周りの印刷がカラーのときは、指定色で使用してください。



カラー設定（単色・線画）

線画には、2つのパターンがあります。必ずいずれかを使用してください。葉っぱや口を塗りつぶしたり、びわりんのリボンとほっぺの塗りつぶしの組み合わせ方を変えたりすることはできません。



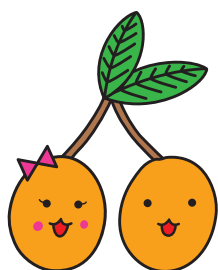
●素材などによって、カラー設定どおりの作成が困難なときは、事前に相談してください。



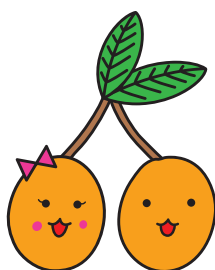
名称を必ず入れてください

岡垣町のイメージキャラクターであるため、使用する団体などのキャラクターと誤認されないように必ず名称を入れてください。

原則「岡垣町イメージキャラクター びわりん&びわすけ」と表記し、スペースなどの関係で難しいときは「© 岡垣町 2012」または「岡垣町びわりん&びわすけ」としてください。デザイン上、表示自体が困難なときや適切な表示方法が不明なときは、相談してください。



岡垣町イメージキャラクター
びわりん&びわすけ

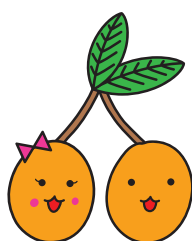


岡垣町イメージキャラクター びわりん&びわすけ

● ロゴ

ロゴを表示するときは下のロゴを使用し、「岡垣町イメージキャラクター」の文字（既成書体（ゴシックなど））とともに位置や大きさなど全体のバランスを考えて使用してください。

♥ びわりん&びわすけ ★



岡垣町イメージキャラクター
♥ びわりん&びわすけ ★



岡垣町イメージキャラクター
♥ びわりん&びわすけ ★



岡垣町
イメージキャラクター

♥ びわりん&びわすけ ★

● 英語表記

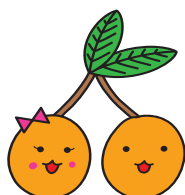
英語で表記するときは、次のとおりとしてください。

Biwarin & Biwasuke©Okagaki town 2012

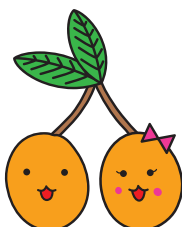


次のことはしないでください

イラストは、正しく表示することでPR効果が高まります。必ず町公式ホームページに掲載しているデザインをそのまま使用してください。誤った使用は、キャラクターの統一イメージを損なうことにつながるため、次のような使用は禁止します。



変形する



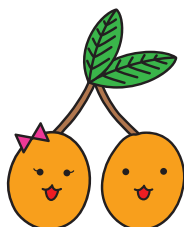
反転する



色を変える



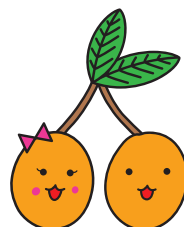
決まったデザインのサイズを一部変える



パーツの不足
※びわりんのほっぺ



文字などを重ねる



特定の企業などの商品を推奨する



一人だけ使う



ふたりを切り離す
※メッセージパネルが付いた切り離し可能な既存のデザインを除く

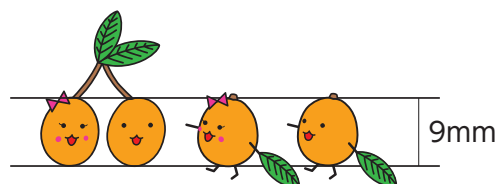


許可無くモノを持たせる
などデザインを改変する



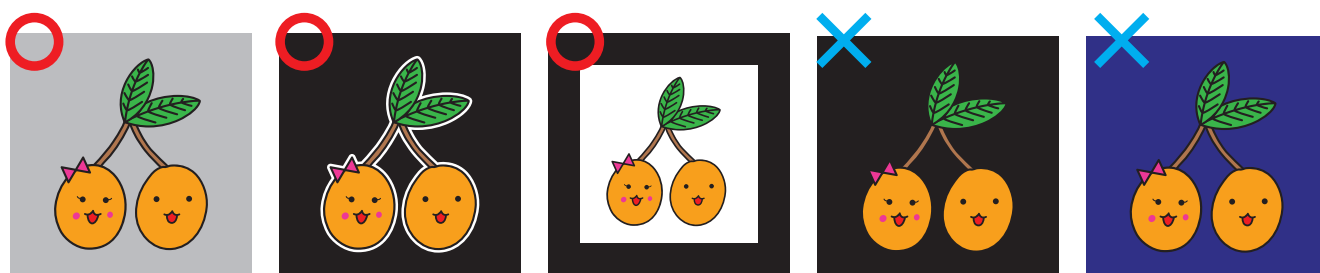
最小表示（サイズ）

表示が小さすぎると視認性が確保できないため、原則、体の天地が9mm以上になるよう注意してください。紙面の都合などで9mmを下回るときは、イラストが細部まで判別できるように留意してください。



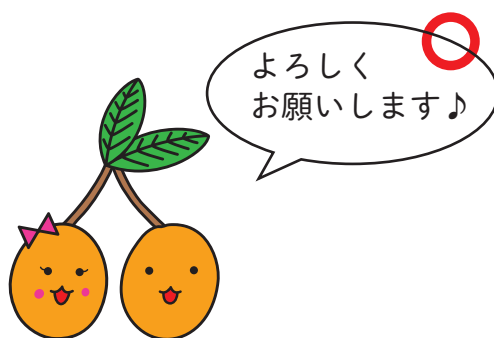
視認性を高めてください

びわりん&びわすけは輪郭が黒いため、背景に溶け込まないように注意してください。
背景に濃い色や画像を設定するときは、白フチや白マドを付け、視認性を高めてください。



内容によっては吹き出しをつけてもOK！

特定の商品や店などを紹介したり、イメージを崩したりするものでなければ、吹き出しをつけても構いません。



※町が催すイベント以外、びわりんたちは参加する立場のため、「遊びに来てね」「待ってるよ」と誘う文言はNGです。「わたしたちも行くよ」などはOKです。
吹き出しではなく、イラストの近くに「ふたりが遊びに来るよ」はOKです。



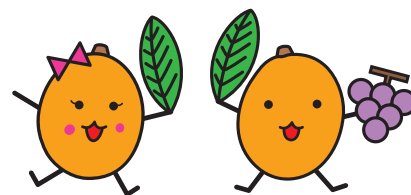
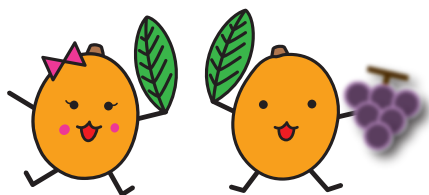
使用したい表情やポーズなどが無いときは

既存のデザインの中に使用したい表情やポーズ、服装、道具などが無いときは、新たに作成することができます。「岡垣町イメージキャラクター使用許可申請書（様式第1号）」とあわせて「岡垣町イメージキャラクターデザイン変更に関する誓約書」とデザイン案を提出してください。ただし、特定の商品や店などを紹介したり、イメージを崩したりするデザインの作成はできません。また、町から修正指示があったときは、その指示に従ってください。

- 岡垣町イメージキャラクターデザイン変更に関する誓約書は、町公式ホームページまたはおかがき PR 課にあります。

● 注意事項

- 体の大部分を隠すなど、キャラクターの主要箇所の省略や改変はしないでください。
- 劇画調や手書き風など、基本デザインと調和しないタッチにしないでください。
- モノを持たせたり、洋服を着させたりするときも、基本デザインと同じタッチにしてください。



● 新たなデザインを作成した後は

- 新たなデザインに関する一切の権利は町に帰属し、町が自由に使用できるものとします。また、申請により第三者も使用できるものとします。
- 変更後の AI（イラストレーター）データを町に提出してください。
- デザインの変更に要する費用は、すべて申請者が負担するものとします。

Q & A

Q1 イラストの使用料は？

A1 営利・非営利を問わず無料です。

Q2 申請書の提出はメールや FAX でもよい？

A2 申請書には押印（朱色）が必要なため FAX はご遠慮ください。メールでの提出は構いませんが、申請書をスキャナーなどでカラーデータにしてください。

Q3 変更申請はどのようなときに必要？

A3 使用許可後に商品などのデザイン、数量、色、大きさ、販売価格などが変わったときは、変更申請が必要です。なお、商品自体が変わるときは、変更申請ではなく新規申請が必要です。

Q4 グッズとそのグッズを PR するチラシなどを作るときは、それぞれ申請が必要？

A4 グッズを周知するためのチラシなどは、グッズと一体的なものとみなします。グッズの申請時にチラシの原稿などを添付してください。

Q5 個人が使用するときでも申請は必要？

A5 次のようなときは必要ありません。ただし、イラストの近くに「岡垣町イメージキャラクター びわりん&びわすけ」と必ず記載してください。

- 個人の年賀状や手紙などに使用する
- 個人の Twitter や Facebook、LINE などの SNS のトップ画像に、びわりん &びわすけのイラストや写真を使用する
- 個人の SNS やホームページ、ブログなどの記事にびわりん&びわすけのイラストや写真を掲載する
- スポーツ団体などが既存の町のグッズであるポロシャツやTシャツを着て試合に出る
- 営利目的ではなく自分で作ったグッズを、身内にプレゼントする
- 個人で楽しむことを目的に自分で作ったグッズを、自分の SNS やホームページ、ブログなどに掲載する

Q6 地域や会社の会議資料などでイラストを使うとき、申請は必要？

A6 関係者のみに配布する内部資料などは必要ありません。ただし、定められたデザインのまま使用し、近くに「岡垣町イメージキャラクター びわりん&びわすけ」と必ず記載してください。また、特定の企業や商品などを勧める使い方はできません。なお、外部に配布するものや一般の人が見るような書類に使うときは、必ず申請してください。

Q7 会社の営業のため、名刺にイラストを使ってもよい？

A7 びわりん&びわすけの知名度向上のため、ぜひ使ってください。ただし、会社のキャラクターと誤認されないよう、イラストの近くに「岡垣町イメージキャラクター びわりん&びわすけ」を併記し、申請の上使用してください。

Q8 チームの応援旗やユニフォームに使用してもよい？

A8 びわりん&びわすけは岡垣町のイメージキャラクターです。特定のチームや団体などのキャラクターと誤認されないよう、イラストの近くに「岡垣町イメージキャラクター びわりん&びわすけ」を併記し、申請の上使用してください。

Q9 企業の広告看板に使用してもよい？

A9 びわりん&びわすけは岡垣町のイメージキャラクターです。特定の企業のキャラクターと誤認されないよう、イラストの近くに「岡垣町イメージキャラクター びわりん&びわすけ」を併記し、申請の上使用してください。また、びわりん&びわすけの体に企業名を入れたり、特定の商品を手を持たせたり、企業や商品を推奨する吹き出しを入れたりすることはできません。

Q10 シールを作ってもよい？

A10 販売用グッズとしてのシールは、シール単体の商品として申請することで作成できます。ただし、製品やパッケージなどに貼るシールは、シールを貼る製品とあわせて確認する必要があります。申請するときは、シールのデザイン案と、そのシールを貼る製品の画像や実際に貼った状態のものを、申請書に添付してください。

Q11 手書きのイラストを使うとき、申請は必要？

A11 手書きのイラストは、個人で楽しむ場合しか使用できません。個人で楽しむ場合に使うときは、申請不要です。

Q12 実写の写真を使用してもよい？

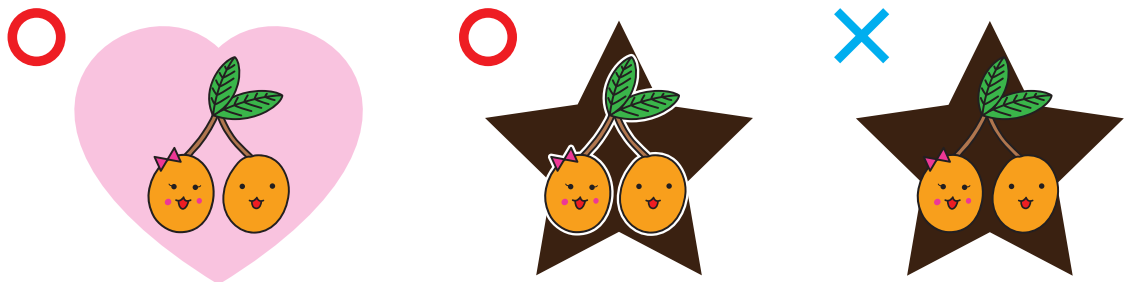
A12 グッズなどには使用できません。ただし、びわりん&びわすけが出演する（着ぐるみの貸し出し）イベントの周知などに使用することは可能です。その場合は、着ぐるみの貸出申込時（要申込書）にチラシの原稿などを添付してください。

Q13 許可を受けて作成したグッズの写真を使用してもよい？

A13 作成したグッズの販売促進であれば、チラシなどへのグッズの写真の使用を認めます。グッズの申請時にチラシの原稿などを添付してください。

Q14 イラストの背面に星やハートなどほかの図形を入れてもよい？

A14 背面に星やハートなどの図形を入れることは構いません。ただし、びわりん&びわすけの黒い輪郭が、背景に溶け込まないように注意してください。なお、図形を入れることでふたりのイメージを崩すおそれがあるときは、修正していただくことがあります。



Q15 ふたりのサイズに変化をつけたり、複数のイラストを同時に使用したりしてもよい？

A15 イラストは、決まったデザインのまま使用してください。また、複数のイラストを同時に使用することはできますが、兄弟や大家族などと誤認されないよう配置やサイズなどに注意してください。



Q16 商品名や店名に「びわりん&びわすけ」「Biwarin & Biwasuke」とつけてもよい？

A16 びわりん&びわすけは岡垣町のイメージキャラクターのため、特定の企業などをイメージさせる使い方はできません。このような観点から、原則として商品や屋号、店名に「びわりん&びわすけ」「Biwarin & Biwasuke」の冠を付けることはできません。ただし、ふたりのイメージを崩したり、特定の企業などをイメージさせたりする使い方であれば、使用を認めることがあります。

【例】

×	○
びわりん&びわすけストラップ	ストラップ (びわりん&びわすけバージョン)
びわりん&びわすけTシャツ	Tシャツ (びわりん&びわすけ柄)
びわりん&びわすけ消しゴム	びわりん&びわすけ型消しゴム
びわりん&びわすけのチョコ	びわりん&びわすけ型チョコ
びわりん&びわすけ緑茶	緑茶 (びわりん&びわすけパッケージ)
びわりん&びわすけ枕	枕 (びわりん&びわすけデザイン)
びわりん&びわすけの“特定商品名”	“特定商品名” (びわりん&びわすけ版)

※びわりん&びわすけの“特定商品名”の表現は、特定の商品とのつながりが強く出るため認めないこととしています。

Q17 販売用のぬいぐるみを作ります。ぬいぐるみの性質上、名称の記載ができないがどうすればよい？

A17 作成するものの本体に名称を記載できないときは、タグに記載してください。タグが小さいなど、どうしても掲載できないときは、POP類に記載してください。

タグ

台紙

Q18 町公式ホームページに掲載されていないイラストを作成してもよい？

A18 特定の企業や団体の商品を推奨したり、ふたりのイメージを崩したりするものでなければ、新たなイラストを作成することができます。「岡垣町イメージキャラクター使用許可申請書（様式第1号）」に加え、次のものを提出してください。

- 岡垣町イメージキャラクターデザイン変更に関する誓約書

- デザイン案

使用許可後、イラストに関する一切の権利は町に帰属し、町が自由に使用できるものとします。また、ほかのイラストと同じように町公式ホームページに掲載し、申請により第三者も使用できるものとします。

Q19 使用許可期間を過ぎたグッズの在庫を販売してもよい？

A19 グッズの在庫が残っているときは、当初の許可内容（名称や販売価格、製造予定数など）を変更しない限り引き続き販売できます。この場合、改めて変更申請する必要はありません。



お問い合わせ先

岡垣町おかがき PR 課

〒811-4233

福岡県遠賀郡岡垣町野間 1 丁目 1 番 1 号

TEL : 093-282-1211 (代表)

FAX : 093-282-4000

施行 : 2012 年 8 月

改訂 : 2019 年 2 月